平成２２年（再口）第１号
長野県塩尻市大字桟敷462番地１
再生債務者　中島　昭一
１　意見聴取に付する再生計画案　平成23年４月15日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成23年７月６日まで
平成23年６月８日　長野地方裁判所松本支部

平成２２年（再口）第９号
香川県高松市多肥上町149番地１ニューエルディム小山Ｂ201号室
再生債務者　西山　美紀（旧姓三好）
１　意見聴取に付する再生計画案　平成23年５月24日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成23年７月７日まで
平成23年６月９日
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（再口）第１号
愛媛県松山市別府町634番地３
再生債務者　藤林　盛
１　意見聴取に付する再生計画案　平成23年６月６日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成23年７月７日まで
平成23年６月９日　松山地方裁判所

平成２２年（再口）第１５号
高知県土佐市甲原283番地14
再生債務者　髙橋　真哉
１　意見聴取に付する再生計画案　平成23年５月12日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成23年７月７日まで
平成23年６月９日
高知地方裁判所民事部個人再生係

平成２３年（再口）第１号
高知市一宮中町２丁目18番34号
再生債務者　島田　純矢
１　意見聴取に付する再生計画案　平成23年６月２日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成23年７月７日まで
平成23年６月９日
高知地方裁判所民事部個人再生係

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２２年（再口）第７号
川崎市高津区梶ケ谷２丁目６番地３　モア・クレスト梶ヶ谷204
再生債務者　岩本　恵浩
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成23年５月13日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年６月２日
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（再口）第８号
川崎市高津区梶ケ谷２丁目６番地３　モア・クレスト梶ヶ谷204
再生債務者　岩本　順子
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成23年５月13日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年６月２日
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（再口）第１号
千葉県袖ケ浦市三箇589番地16
再生債務者　宗形　隆
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成23年６月３日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年６月８日
千葉地方裁判所木更津支部

平成２３年（再口）第２号
新潟県長岡市宮栄２丁目６番10号
再生債務者　長谷川敏泰
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成23年６月３日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年６月８日
新潟地方裁判所長岡支部再生係

平成２３年（再口）第１号
奈良県御所市大字幸町199番地の１
再生債務者　細川　謙二
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成23年６月６日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年６月７日
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（再口）第１号
新潟県長岡市与板町東与板241番地
再生債務者　中島　幹
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成23年５月30日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年６月９日
新潟地方裁判所長岡支部再生係

平成２２年（再口）第１１号
北海道旭川市神居２条21丁目91番地の101
再生債務者　秋田　謙二
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成23年６月６日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年６月９日　旭川地方裁判所民事部

平成２２年（再口）第１２号
北海道上川郡美瑛町栄町４丁目１番14号　天山アパート２号室
再生債務者　桑原　友一
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成23年６月６日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年６月８日　旭川地方裁判所民事部

平成２２年（再口）第１１号
秋田県大仙市戸蒔字谷地中21番地
再生債務者　池田　徳治
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成23年６月６日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年６月９日　秋田地方裁判所大曲支部

平成２２年（再口）第１７号
沖縄県那覇市首里石嶺町１丁目144番地５
再生債務者　上江洲尚子
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成23年６月６日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年６月９日
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（再口）第１号
千葉県君津市常代５丁目１番17号
再生債務者　山本　諭
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成23年６月８日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年６月９日
千葉地方裁判所木更津支部

文部科学省共済組合定款の一部変更について

文部科学省共済組合定款（平成12年12月27日制定）の一部を次のように変更する。
平成 23 年５月 31 日
文部科学省共済組合代表者
文部科学大臣　髙木　義明

附則第８条の次に次の１条を加える。
（災害見舞金附加金）
第９条　組合は、法第52条及び施行令第11条の３第１項の規定に基づき、東日本大震災（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第２条第１項に規定する東日本大震災をいう。）により災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けた地域内にある組合員又はその被扶養者の住居又は家財に当該災害による損害を受け、当該損害について組合員が法第71条の規定による災害見舞金の支給を受けるときは、当該組合員に対し、次の各号に掲げる組合員の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる月数を当該災害見舞金の計算の基礎となった標準報酬の月額に乗じて得た金額を災害見舞金附加金として支給する。
⑴　標準報酬の月額の３月分の災害見舞金の支給を受ける組合員　２月
⑵　標準報酬の月額の2.5月分の災害見舞金の支給を受ける組合員　1.5月
⑶　標準報酬の月額の２月分の災害見舞金の支給を受ける組合員　1.2月
⑷　標準報酬の月額の1.5月分の災害見舞金の支給を受ける組合員　0.9月
⑸　標準報酬の月額の１月分の災害見舞金の支給を受ける組合員　0.6月
⑹　標準報酬の月額の0.5月分の災害見舞金の支給を受ける組合員　0.3月
附　則
この変更は、平成23年５月31日から施行し、同年３月11日から適用する。